



風薫るさわやかな季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化審法の優先評価化学物質に新たに 15 物質を指定（厚生労働省・経済産業省・環境省）

厚生労働省・経済産業省・環境省は、2019年4月1日付で化審法の優先評価化学物質に新たに指定された15物質を官報公示した。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（優先評価化学物質の公示と当該物質の製造数量等の届出について）](#)

② 「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン 2018 年版対応～」を公表（環境省）

環境省は、環境報告の基礎知識や手順、書き方、開示例や難解な事項についての解説などをまとめた「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～」を作成・公表した。

[もっと詳しく☞](#)

[環境省（環境報告ガイドライン2018年版）](#)

③ プラスチック資源循環戦略に関する中央環境審議会の答申を公表（環境省）

第4次循環型社会形成推進基本計画で策定を求められているプラスチック資源循環戦略の在り方について、中央環境審議会の答申が取りまとめられ、公表された。この答申を受けて政府は、6月に開催されるG20までにプラスチック資源循環戦略を策定する計画である。

[もっと詳しく☞](#)

[環境省（プラスチック資源循環戦略の在り方について）](#)

④ SDS・ラベルの作成・提供に関する資料を公表（経済産業省・厚生労働省）

4月10日、経済産業省は「化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド～事業者向けGHS分類ガイダンス・GHS混合物分類判定システム～」の改訂版を公開した。また同日、SDSについてのパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」も公開した。このパンフレットは厚生労働省[職場のあんぜんサイト](#)にも掲載されている。

[もっと詳しく☞](#)

[2018化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド～事業者向けGHS分類ガイダンス・GHS混合物分類判定システム～（PDF）](#)
[－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度（PDF）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 2019 年工業化学品法が成立（オーストラリア）

オーストラリアで2019年工業化学品法（Industrial Chemicals Act 2019）が成立した。この法律の下では、現在の国家工業化学品届出審査機構（NICNAS）に代わり新たに設置されるオーストラリア工業化学品導入機構（AICIS）が工業化学品の製造・輸入を規制する。この法律は2020年7月1日発効予定だが、低懸念ポリマー等の低リスク化学物質については既に先行して規制が変更されている。

[もっと詳しく☞](#)

[Federal Register of Legislation \(Industrial Chemicals Act 2019\)](#)

[NICNAS \(Early regulatory changes affecting chemical importers and manufacturers\)](#)

② マイクロプラスチック規制案の公開協議が開始（EU・ECHA）

欧州化学品庁（ECHA）が提案している、製品へ意図的に添加されるマイクロプラスチックの規制案についての公開協議が開始された。コメントの最終期限は9月20日。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA \(Submitted restrictions under consideration\)](#)



特集：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

今月号では、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）の概要をご紹介します。

POPs 条約とは、毒性が強く、環境中で分解し難く、生物に蓄積する性質を持ち、さらに大気、水及び移動性生物を介して放出源から遠く離れた場所へも移動し、環境を汚染する可能性のある有機化学物質（残留性有機汚染物質；POPs）から人の健康及び環境を保護することを目的とした条約です。POPs 条約の対象物質になると、製造及び使用の廃絶/制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等の規制を受けることになります。日本は 2002 年に締結しています。

条約の締約国は、POPs 条約の対象物質について条約を担保できるように国内法令等で規制する必要があります。日本では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）等の施行を通じて規制措置を実施しています。

POPs 条約の対象物質は、毎年開催される残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）において、候補物質の性状や管理方法を踏まえた規制措置、禁止後の措置等の議論が専門家によって行われ、隔年開催の締約国会議（COP）において決定されます。現在の POPs 条約対象物質を右表に示します。

2019 年 4 月 29 日からジュネーブで POPs 条約の第 9 回 COP が開催され、ジコホル並びにペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質について POPs 条約への追加が議論されます。結果については改めて掲載いたします。

附属書A（廃絶）		
アルドリン	クロルデン	クロルデコン
デカブロモジフェニルエーテル	ディルドリン	エンドリン
ヘプタクロル	ヘキサブロモビフェニル	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）
ヘキサブロモジフェニルエーテル及び ヘプタブロモジフェニルエーテル	ヘキサクロロベンゼン（HCB）	ヘキサクロロブタジエン（HCBd）
アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン	ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン	リンデン
マイレックス	ペンタクロロベンゼン	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	ポリ塩化ナフタレン	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）
工業用エンドスルファン及び その関連異性体	テトラブロモジフェニルエーテル及び ペンタブロモジフェニルエーテル	トキサフェン
附属書B（制限）		
DDT	ペルフルオロオクタンスルホン酸、その塩及びペルフルオロオクタンスルホンフルオリド	
附属書C（非意図的生成）		
ヘキサクロロベンゼン（HCB）	ヘキサクロロブタジエン（HCBd）	ペンタクロロベンゼン
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	ポリ塩化ジベンゾ-para-ダイオキシン （PCDD）	ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
ポリ塩化ナフタレン		

お知らせ

○「第 24 回化学物質評価研究機構研究発表会」の開催

6 月 7 日（金）に経団連会館（東京都千代田区）にて本機構主催の研究発表会を開催いたします。JIS Z 7252/7253 の改訂に対応した SDS 作成に関する技術報告のほか、経済産業省 製造産業局化学物質管理課 化学物質安全室長 飛騨俊秀様による化審法に関する基調講演もごぞいます。

参加をご希望の方は [詳細ページ（http://www.cerij.or.jp/event/event_study_2019.html）](http://www.cerij.or.jp/event/event_study_2019.html) よりお申込みください（受付期間：5 月 31 日まで）。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136（担当：石井（聡）、田辺）

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp